

岩手県監査委員告示第27号

監査結果の公表（平成29年岩手県監査委員告示第10号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月2日

岩手県監査委員 高橋 元
 岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
 岩手県監査委員 吉田 政司
 岩手県監査委員 工藤 洋子

1（1） 監査対象機関名 岩手県立盛岡第四高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年12月15日

イ 本監査実施日 平成29年1月30日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
立木の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	立木の管理に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

2（1） 監査対象機関名 岩手県立不来方高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年1月11日

イ 本監査実施日 平成29年2月14日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 住居手当及び通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、30,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 支出すべき金額より少なく支出していた住居手当及び通勤手当については、平成29年2月15日に追給した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
イ 工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 工作物の管理については、平成29年2月6日に財産管理簿への登録を行った。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

3（1） 監査対象機関名 岩手県立杜陵高等学校

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年1月18日

イ 本監査実施日 平成29年2月6日

（3） 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
授業料の徴収に当たり、調定すべき金額より多く調定し	調定すべき金額より多く調定していた授業料の調定につ

ているものが1件、32,400円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	いては、平成29年1月19日に減額調定を行った。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
--	---

4(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡工業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年12月8日

イ 本監査実施日 平成29年2月13日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 扶助費の支出に当たり、支出すべき金額より多く支出しているものが1件、70,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	ア 支出すべき金額より多く支出していた扶助費については、平成28年12月15日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
イ 劇物の管理に当たり、毒物劇物管理簿等による在庫管理が行われていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度の監査の結果、同様の事例について注意したにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど再発防止に努められたい。	イ 劇物の管理に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

5(1) 監査対象機関名 岩手県立花巻北高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年12月7日

イ 本監査実施日 平成29年1月23日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
県営建設工事の契約に当たり、契約保証金の金額を誤っているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	県営建設工事の契約に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

6(1) 監査対象機関名 岩手県立水沢工業高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年11月24日

イ 本監査実施日 平成29年1月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
旅費の支給に当たり、旅行完了後著しく遅れて支給して	旅費の支給に当たっては、組織的なチェック体制を強化

いるものが10件、50,875円及び支給すべき金額より多く支給しているものが3件、14,300円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	し、再発防止に努めることとした。
--	------------------

7(1) 監査対象機関名 岩手県立一関第二高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年11月22日

イ 本監査実施日 平成29年2月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、35,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、前年度監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど再発防止に努められたい。	ア 支給すべき金額より多く支給していた赴任旅費については、平成28年12月20日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。
イ 通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、207,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	イ 支給すべき金額より多く支給していた通勤手当については、平成29年3月15日に返納した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

8(1) 監査対象機関名 岩手県立大船渡東高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年12月7日

イ 本監査実施日 平成29年1月24日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
諸収入の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが4件、113,100円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	歳入科目を誤っていた諸収入の調定については、平成28年12月8日に更正した。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。

9(1) 監査対象機関名 岩手県立釜石商工高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年11月29日

イ 本監査実施日 平成29年1月16日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
------------	------

<p>扶養手当及び期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが2件、164,960円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より少なく支給していた扶養手当及び期末手当については、平成29年1月13日に追給を完了した。</p> <p>今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>
---	---

10(1) 監査対象機関名 岩手県立宮古高等学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年12月1日

イ 本監査実施日 平成29年1月23日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>ア 期末手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、100,434円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>ア 支給すべき金額より多く支給していた期末手当については、平成28年12月30日に返納した。</p> <p>今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>
<p>イ 学校徴収金等の取扱いに当たり、相当期間経過してから精算処理しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>イ 学校徴収金等の取扱いに当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>

11(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡視覚支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年1月18日

イ 本監査実施日 平成29年2月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>通勤手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、97,750円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より多く支給していた通勤手当については、平成29年2月15日に返納した。</p> <p>今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>

12(1) 監査対象機関名 岩手県立盛岡青松支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成29年1月18日

イ 本監査実施日 平成29年2月6日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>期末手当及び勤勉手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、116,938円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より多く支給していた期末手当及び勤勉手当については、平成29年2月2日に返納した。</p> <p>今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>

13(1) 監査対象機関名 岩手県立花巻清風支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年12月14日

イ 本監査実施日 平成29年2月7日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>ア 扶助費の支出に当たり、相当期間経過してから支出しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>イ 勤勉手当の支給に当たり、支給すべきでない者に支給しているものが3件、204,802円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度監査の結果、同様の事例について指摘したにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>ア 扶助費の支出に当たっては、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p> <p>イ 支給すべきでない者に支給していた勤勉手当については、平成28年12月26日に返納した。</p> <p>今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>

14(1) 監査対象機関名 岩手県立前沢明峰支援学校

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成28年12月1日

イ 本監査実施日 平成29年1月16日

(3) 監査結果の公表の日 平成29年3月3日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>扶養手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが1件、26,000円あったので適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度監査の結果、同様の事例について指摘したにもかかわらず、改善が認められなかったものであり、組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるをえないことから、職員や組織の意識改革を図るなど、再発防止に努められたい。</p>	<p>支給すべき金額より多く支給していた扶養手当については、平成29年1月16日に返納した。</p> <p>今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。</p>